

# 救急医療指針

## I. 基本方針

1. 地域住民の健康と安心を支える救急医療を実践する。
2. 川西市および周辺地域における救急医療体制の確立に貢献する。
3. 救急患者は原則、24時間全て受け入れる。  
※ 精神疾患等全例受け入れることは困難だが、患者にとって最も有益になるように判断する。

## II. 救急診療体制

### 1. 基本事項

- ・ 救急診療要請に対し積極的に受け入れることを基本とした診療体制を確立する。

### 2. 医療者

- ・ 救急診療にあたる医師、看護師、および技師等を常に明確にし、院内に周知する。

### 3. 診療

- ・ 安全で良質な診療を速やかに提供できるよう以下の体制の維持、改善に努める。
  - ① 緊急検査への対応
  - ② 専門医師への診療依頼（コンサルテーションおよびオンコール体制）
  - ③ 入院病床の確保
  - ④ 緊急手術への対応 など

## IV. その他

### 1. 教育・研修

- ・ 救急診療の質の向上のため、症例検討等を含む教育・研修を積極的に行う。

### 2. 業務の改善

- ・ 救急部門担当医師および外来看護師長は、救急診療に関する情報を収集し常に業務の改善に努める。
- ・ 適宜、救急・外来委員会を開催し、業務の改善に努める

### 3. 救急隊との連携

- ・ 救急隊員の実習の受け入れ
- ・ 気管内挿管実習の受け入れ

H22年5月作成

H26年6月改訂

R元年10月改訂（下線部追加）